

複写機及び印刷機取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）内に設置された複写機及び印刷機（以下「複写機等」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象団体等)

第2条 複写機等を使用できる団体は、地域づくり活動や公益的活動を行う団体等で、地域コミュニティ団体（行政区・自治会・民生児童委員会等）とする。

2 その他、社協会長が必要と認めたもの

(使用の範囲)

第3条 複写機等の使用は、社協が実施している事業に協力するための活動に伴う会議、講座、集会、催し等に必要な資料、案内等の作成に限るものとする。

(使用時間)

第4条 複写機等の使用は、休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(申 請)

第5条 複写機等を使用しようとする者は、複写機及び印刷機使用申請書（様式1号）を提出しなければならない。

(利用料)

第6条 複写機等の利用料については、別表に定めるとおりとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

複 写 機	コピー代	1枚 10円（白黒コピーのみ）*用紙代含
-------	------	----------------------

印刷機	製版代 (マスター代)	1枚 50円
	印刷代	1～100枚まで 100円 101～200枚まで 200円 以降100枚毎に100円加算 *印刷用紙は使用者が持参するものとする。

